



不法投棄防止に対する取り組み



河川敷への通路の施錠

不法投棄の多い場所は川へ自動車等が侵入できないように施錠をしています。



河川パトロールの強化

不法投棄の抑止、早期発見のために河川パトロールを強化しています。



河川清掃・ボランティア支援

ボランティア・NPO 等、関係市町と連携して平成11年より毎年『川と海のクリーン大作戦』を実施しています。また、住民の方々や各種団体による清掃活動も実施いただいています。



川への不法投棄は法律で処罰されます

廃棄物処理法：5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金
河川法：3ヶ月以下の懲役または20万以下の罰金

— お問い合わせ・ご連絡先 —

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5-1 tel: 058-251-1325 (管理課)

<http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/>

木曽川第一出張所 0586-89-2149 木曽川第二出張所 0586-62-5450 長良川第一出張所 058-231-9051
長良川第二出張所 058-398-8220 揖斐川第一出張所 0585-22-1108 揖斐川第二出張所 0584-81-1034
牧田川出張所 0584-35-2078 根尾川出張所 0585-32-1011

*違法行為などを見かけられましたら、上記または最寄りの出張所にご連絡下さい。
みなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

木曽川上流部

ごみマップ

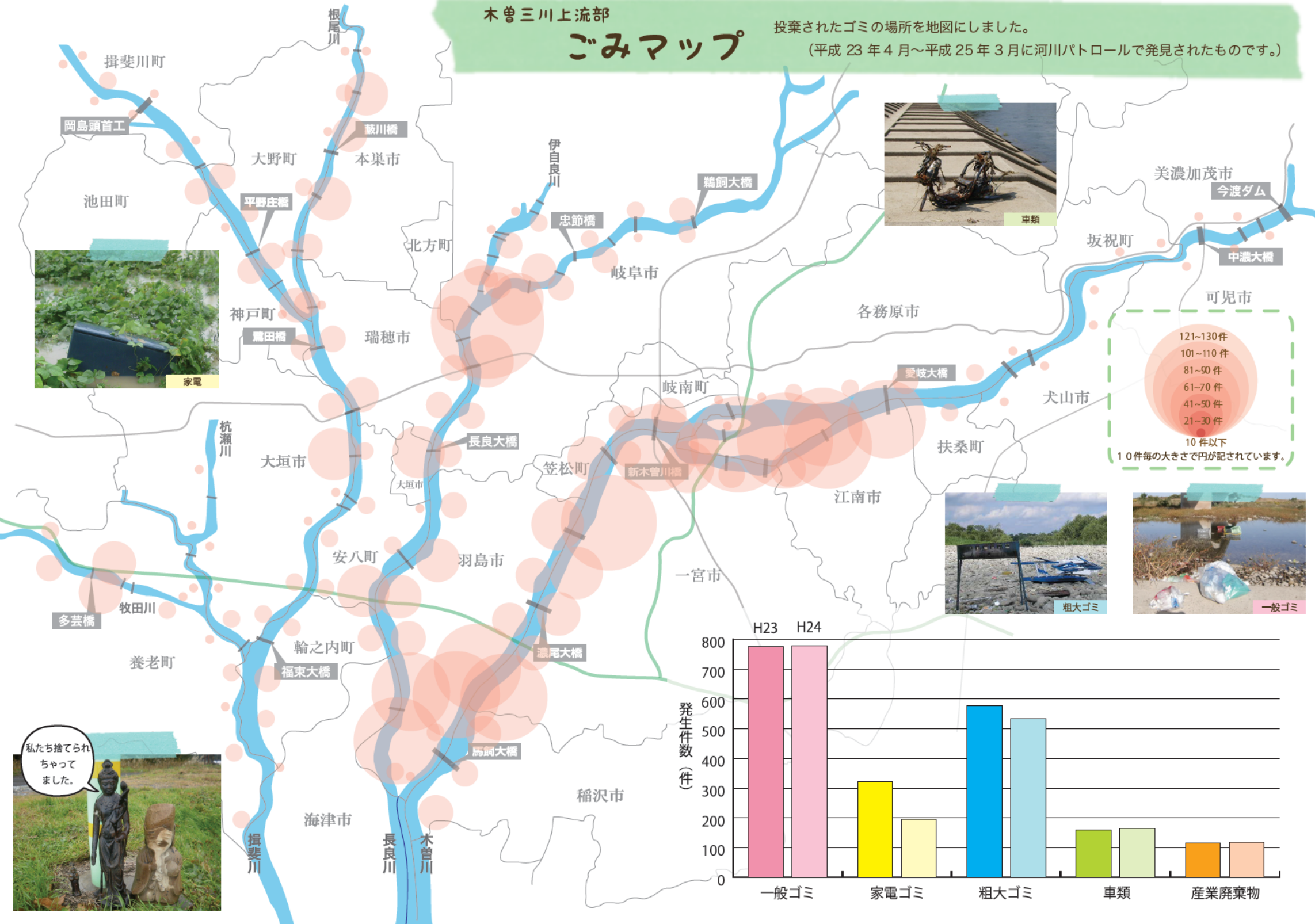


ゴミを捨てないで！ 川を大切にしよう！

川や海はゴミ箱ではありません。一部の心ない人によってゴミが捨てられています。川や海にゴミを捨てることは、法律で禁止されています。
捨てられたゴミは私たちの税金を使って処分されています。

ごみマップ

(平成 23 年 4 月～平成 25 年 3 月に河川パトロールで発見されたものです。)



私たち捨てられ
ちゃって
ました。